

健生食輸発0304第1号
令和6年3月4日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産メボウキの種子(バジルシード)のアフラトキシン、ベトナム産オオバコエンドロのプロフェノホス及びヘキサコナゾール並びに中国産きくらげのクロルフェナピル)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和6年2月28日付け健生食輸発0228第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、インド産メボウキの種子(バジルシード)のアフラトキシン、ベトナム産オオバコエンドロのプロフェノホス及びヘキサコナゾール並びに中国産きくらげのクロルフェナピルについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひする。